

# 11月21日～30日は「最低賃金周知旬間」です

スローガン

必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も。

平成25年度最低賃金周知旬間について

すべての労働者に対する  
支払い賃金額の確認を

愛知労働局長

新宅友穂



厚生労働省では、労働者の労働条件の改善に重要な役割を果たしている最低賃金制度を広く周知するため、

必ずチェック

最低賃金！

使用者も、

労働者も。

を本年度の全国統一キャンペーンとして、最低賃金の周知活動を展開しているところですが、愛知労働局におきまし

ても、11月21日から30日までの期間を「最低賃金周知旬間」として、より一層の周知広報活動に取り組むこととしています。

さて、愛知県の最低賃金は、県内のすべての労働者とその使用者に適用される「愛知県最低賃金」と、特定の産業の労働者とその使用者に適用される7業種の「特定（産業

別）最低賃金」があり、

「愛知県最低賃金」については、本年10月26日から22円引き上げ、時間額780円に改正いたしました。

（特定（産業別）最低賃金については、12月中旬の改正を目的に、改正手続きを行っています）  
一方、平成24年における愛知県内の最低賃金の

履行確保を主眼とした監督実施結果をみると、愛知県最低賃金額以上の賃金を支払っていなかった事業場は11・3%という状況にあり、最低賃金制度のより一層の周知が望まれます。

つきましては、本最低賃金周知旬間を機に、すべての労働者に対する支払い賃金額の確認を行っていただくとともに、取引業者などに対しまして、最低賃金の履行確保が図られるよう、発注条件などにつきましても特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

平成25年10月26日から

愛知県最低賃金は  
時間額780円に改正されました

愛知労働局  
名古屋北労働基準監督署